

法律科目試験問題（民事訴訟法） 配点 50 点

〔設問 1〕 次の用語について、100 字程度で簡潔に説明せよ。（配点 25 点）

- (1) 請求の放棄
- (2) 訴え
- (3) 証明責任
- (4) 当事者能力
- (5) 既判力の相対性

〔設問 2〕 次の【設例】を読んで、小問に理由を付して答えよ。各小問は、独立のものとして答えよ。（配点 25 点）

【設例】

Xは、Yに対し、自己が所有する甲土地を建物所有目的で賃貸し、Yは、甲土地上に乙建物を建築して所有していた。Xは、Yを被告として、乙建物を収去して甲土地を明け渡すよう求める訴えを提起した（以下「本件訴訟」という。）。本件訴訟におけるXの主張は、Yの賃料不払によりXにおいて賃貸借契約を解除したからYの借地権は消滅した、仮に解除が無効であるとしても、正当事由に基づき賃貸借契約の更新を拒絶し、賃貸借契約が期間満了により終了したというものである。

小問（1） 裁判所は、賃貸借契約の解除は無効であるが、更新拒絶には正当事由があり、賃貸借契約は終了したとの心証を得た。この場合に、裁判所がその理由でYに乙建物を収去して甲土地を明け渡すよう命ずる判決をするときは、判決に「その余の請求を棄却する。」との主文を記載すべきか。訴訟物の捉え方を明らかにしつつ、検討しなさい。

小問（2） Yは、甲土地の賃貸借契約が期間満了により終了したことを認めた上、借地借家法13条1項に基づいて、乙建物の買取りを請求し、XがYに対し、建物代金を支払うまでは立ち退かないと主張した。裁判所は、賃貸借契約の解除は無効であるが、Yの建物買取請求に理由があり、乙建物の時価が500万円であるとの心証を得た。このとき、裁判所は、Xの訴えについてどのような判決をすればよいか。主文を明らかにして説明しなさい。

以 上